

川越市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭における光熱費の負担軽減を図るとともに、電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を抑制するため、省エネルギー性能の高い家電製品への買換えを行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象機器)

第2条 補助対象となる家電製品（以下「省エネ家電」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第4条に掲げる補助対象経費が10万円以上のものに限る。

(1) 次の交付要件のいずれかを満たすエアコンディショナー

ア 日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率（以下「省エネルギー基準達成率」という。）が100%以上（目標年度2027年度）のもの

イ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく小売事業者表示制度において、省エネ性能による多段階評価点（以下「多段階評価点」という。）が3.0以上のもの

(2) 次の交付要件のいずれかを満たす電気冷蔵庫

ア 省エネルギー基準達成率が105%以上（目標年度2021年度）のもの

イ 多段階評価点が3.0以上のもの

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、自ら居住する住宅（市内に存するものに限る。以下この条において同じ。）に省エネ家電を設置する者であ

って、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和 7 年 8 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの間に、
自らが現に居住する住宅に設置している既存の家電（以下「既存家電」という。）に代わるものとして、家電製品を販売する事業者が市内に有する小売店舗から同品目の省エネ家電（新品に限る。）を購入し、設置すること。
- (2) 補助申請時点において、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 補助申請時点において、本市で課税された市税（国民健康保険税を含む。）のうち、納期限を過ぎた市税に未納がないこと。
- (4) 購入する省エネ家電と同品目の既存家電を特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）に従い、適切に処分すること。

（補助対象経費等）

第 4 条 補助対象となる経費は、省エネ家電の購入費（以下「購入費等」という。）とする。

2 補助対象経費において、次に掲げるものは含まないものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税額
- (2) 設置工事に係る費用
- (3) 既存機器の処分に係る費用

3 補助金の交付は、補助対象機器ごとに、同一の申請者及びその申請者と同一の世帯につき 1 回限りとする。

4 国、県等が実施する他の補助金等の交付を受けた省エネ家電又は受けようとする省エネ家電については、本要綱に基づく補助申請を行うことができない。

（補助金の額）

第 5 条 市が交付する補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項

各号及び同条第5項に規定される事業者から省エネ家電を購入した場合

50,000 円

(2) 前号に掲げる事業者以外から省エネ家電を購入した場合
30,000 円

(交付の申請)

第6条 規則第4条第1項に規定する申請書は、様式第1号のとおりとし、その提出期間は、令和7年8月1日から令和8年1月30日までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、提出期間を変更することができる。

2 規則第4条第2項第5号に規定する市長が定める事項に係る添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 購入費等の支払いを証する書類（宛名、購入金額、購入日、省エネ家電の製品名（型番）及び販売店名が記載されているものに限る。）の写し
- (2) 製造メーカーが発行した補助対象機器の保証書の写し
- (3) 振込先の口座情報が分かる書類
- (4) 既存家電に係る家電リサイクル券の写し（家電リサイクル法第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票をいう。）
- (5) 納品書や配送伝票等設置場所が確認できる書類の写し（設置場所の住所、宛名、省エネ家電の製品名（型番）、納品日及び販売店名が記載されているものに限る。）

3 第3条第2号及び第3号の確認のため、市が行う調査に同意しない場合にあつては、前号に掲げる書類に加え、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の世帯全員の住民票の写し（発行から3か月以内のものに限る。）
- (2) 申請者に市税の滞納がないことの証明書（発行から1か月

以内のものに限る。)

- 4 規則第4条第2項第1号から第4号までに規定する書類は、添付することを要しない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった時は、その内容を審査して、補助金交付の可否を決定する。

- 2 市長は、同時に複数の交付申請が行われた場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

- 3 規則第7条第1項に規定する通知書は、様式第2号のとおりとする。

- 4 規則第7条第2項に規定する通知書は、様式第3号のとおりとする。

(補助内容の変更等)

第8条 申請者は、申請した内容を変更、中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(財産処分 of 制限)

第9条 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して6年間とする。

- 2 前項に定める期間を経過する前に規則第18条の承認を求める者は、処分等を行う10日前までに様式第4号を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項に規定する承認の申請があった場合には審査を行い、その結果を様式第5号により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに

該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の事項の記載があったとき。
- (2) この要綱又は市長の指示に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適切であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を返還させることを決定したときは、様式第6号により当該申請者に通知するものとする。

3 前項に規定する命令書を受けた者は、市長が定める返還期限までに補助金を返還しなければならない。

(状況調査)

第11条 市長は、必要に応じて当該補助金交付に係る省エネ家電の設置状況の調査を行うことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

2 補助金の交付に関し、社会情勢の変化等を勘案し、施策効果の検証を踏まえ、1年ごとに必要な見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

第2条 川越市省エネエアコン普及促進事業補助金交付要綱（令和4年5月1日施行）については、廃止する。

(補助対象者)

第3条 川越市省エネエアコン普及促進事業補助金交付要綱（令和4年5月1日施行）において補助金の交付を受けた者は、本要綱第5条第4項の規定に該当するものとする。

(財産処分の制限)

第4条 川越市省エネエアコン普及促進事業補助金交付要綱（令和4年5月1日施行）第12条に定める財産処分の制限に係る期間は、なお従前の例による。

2 前項に定める期間を経過する前に規則第18条の承認を求める者は、処分等を行う10日前までに本要綱様式第6号を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する承認の申請があった場合には審査を行い、その結果を本要綱様式第7号により当該申請者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の日前に交付の決定がなされた補助金等については、なお従前の例による。